

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月15日

中

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	静岡県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.pref.shizuoka.jp/kikaku/ki-510/mynumber/dokujiriyo.html">https://www.pref.shizuoka.jp/kikaku/ki-510/mynumber/dokujiriyo.html</a>

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	静岡県公立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答及び当該申請者の保護者等の収入の状況の届出の受付、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例別表第1の6の項 静岡県公立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答及び当該申請者の保護者等の収入の状況の届出の受付、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第1条	静岡県公立高等学校等学び直し支援金事務処理要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、高等学校等を中途退学した後、静岡県内に所在する公立高等学校等で再び学び直す者に対し、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条に規定する高等学校等就学支援金の支給期間の経過後も、授業料相当額の支援を行うことにより、教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、静岡県が支給する静岡県公立高等学校等学び直し支援金の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		静岡県公立高等学校等学び直し支援金事務処理要綱 高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援) 交付要綱 高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の取扱いについて